



第1図 韓国の親環境農業等直接支払制度

注: 農林部資料にもとづいて足立作成。

韓国農政のこのような基調変容については、日本においてもある程度知られている。しかし、この農政パラダイム転換の唱導者が許信行氏、崔洋夫氏、金成勳氏ら韓国を代表する3人の農業経済学者であったことは殆ど知られていない。如何なる判断によって彼等は韓国農政のパラダイム転換を図ろうとしたのか、その詳細が知りたくて、筆者は2001年7月初旬、3氏へのインタビューを試みた。以下は、その概要である。

2. 許信行氏(元農林部長官)へのインタビュー

許信行(ホ・シンヘン)氏は1993年2月26日、金泳三(YS)前大統領から指名されて同政権下の初代農林部長官に就任した。農林部は農林水産省、長官は大臣にあたるが、政党人以外の人物が農林部長官に就任するのは許氏で2人目。過去に農協中央会・会長が長官になったことがあるが、「学者」長官は韓国農政史上初めてのことだという。

第1表に整理したように、1993年2月から2000年8月までの7年半、韓国の農政は実

第1表 「学者」農林部長官・大統領府農水産主席による韓国の農政改革

大統領	金泳三(キム・ヨンサム：1993年2月～1998年2月)	金大中(キム・デジュン：1998年2月～)
大統領府農水産主席	初代：崔洋夫(チェ・ヤンブ)：学者 (ポストなし)	(ポスト廃止)
農林部長官	44代：許信行(ホ・シンヘン)：学者 (ポストなし)	50代：金成勳(キム・ソンファン)：学者 (ポスト廃止)
在任期間	1993.2.26～1993.12.21	1998.3.3～2000.8.7
前職	韓国農村経済研究院・院長(農業経済学)	中央大学校・副院長(農業経済学)
1) 農政改革の理念	著書『新農業：韓国農業の21世紀戦略』1993年3月刊 ・韓国農業の生き残りのための「4つの道路」を提示 1) 技術 農業：「土地」中心から「技術」中心へ 2) 高品質農業：「量」から「質」へ 3) 持続 農業：「慣行」農業から「環境」農業へ 4) 輸出 農業：イスラエル、デンマーク、オランダの農業戦略に学ぶ 輸出先：イギリス市場 イ) 輸出のターゲットは日本市場 ロ) 品目別出荷団体による生産・販売の一元化	著書『新しい農業経済学』1998年7月刊(共著) ・WTO体制下、韓国農業が生き残る道：キーワードは「環境農業」と「小農的家族農」 ・金泳三政権下の「新農政」批判 1) 環境農業を重視するとは言いながら「4つの道路」及び「新農政」の軸足は規模拡大やコスト削減など「競争力のある農業育成」に置かれていた。 2) 法律や制度は形だけであり、農村振興庁(特に強い影響力を持つ内実力者I氏)は環境農業の推進に抵抗 ・農政理念 1) 韓国農業の基盤：国民(消費者)の理解とサポート 2) 国民が支持しつづける農業：環境農業＝量から質への転換 3) 環境農業の育成：非市場価値の評価：直接支払制導入 4) 販路確保：産直重視＝販路確保のない政策は失敗する。 「農・消・政」審議会設置：1998年3月：農民・消費者・政府委員(28名) 目的：環境農業の理解、連帯感の形成 親環境農業元年宣言：1998年11月11日 親環境農業直接支払の実施：1999年度より 農協大型物流センター建設：夜は卸売、昼は小売：無休 親環境農産物コーナー設置：農協の全店舗に常設：産直 移動農官室開催：地域の意見汲上げ：98年3月より102回 農村振興庁 ・根強い環境農業への批判：農家が開発した有機質肥料、微生物農薬などの登録申請を「科学的根拠なし」と数年放置 官僚教育 ・農村振興庁のI氏を農業科学技術院の院長に配置替：環境農業の技術開発に取り組みざるを得ないようにした。 ・意識改革を拒否する官僚：勤務評定を厳しくして対処。 ・生産者との交流の場(移動長官室)を設定：「有機農業でモロ量でほとんど低下しない事実」を官僚に認識させた。 ・農林部刊行物の表紙に「国民が動ければ農業が驚く」という標語を表示：多くの標語を創作し、国民を啓発した。 ・改革とは「革を剥がす」ことであり痛みが伴う：行政改革や農協改革など多くの構造改革を行ったが、様々な制約や威嚇に遭遇した結果、金長官自身2年5カ月の在任期間中に精神的ストレスにより9本も歯を失った。 政策的実現：環境農業推進政策を実行に移す。
2) 政策	新農政5カ年計画の策定 ・農漁村構造改善事業を全面的に昇直して、投資を「4つの道路」に沿った事業に「選別・集中」させる。 農漁村特別審議会設置：1994年から2004年まで10年間で合計15兆ウォンの財源確保を大統領に提言し実現。 農漁村発展委員会設置：1994年2月(農民、各農協中央会、学者など30名で構成。韓国農業の重要課題を自由に議論し各種対策を大統領に諮問。人選：崔氏の主張反映) 農林部に環境農業課を設置：1994年12月 環境農業育成法の制定：1997年12月 農林部・農村振興庁 ・環境農業に批判的：面従腹背的：大統領府農水産主席からの強い指示を「業務命令」と捉えて消極的に従う。 官僚教育 ・環境農業を非科学的な農業と決めつけきた農村振興庁の官僚の認識を改めさせるため、韓国自然農業協会会長の趙漢柱氏を講師に迎え、繰り返し講義させた。 法制化 ・環境農業育成法を制定：法制化すれば官僚は動く ・UR農業合意＝天恵の逆風(農政転換の好機)と捉えた。 ・1994年1月8日：金泳三大統領が崔主席に贈った「経世済農」と題した扁額が阿容の短帯を堅固にした。また、4年2カ月の任期に亘って大統領は「専門家」としての崔主席の意見を重視。金泳三政権下の韓国農政は崔主席主導で行われた(その間、農林部長官は5人入れ替わった)。 制度的基盤づくり：環境農業の推進を法制化	「農・消・政」審議会設置：1998年3月：農民・消費者・政府委員(28名) 目的：環境農業の理解、連帯感の形成 親環境農業元年宣言：1998年11月11日 親環境農業直接支払の実施：1999年度より 農協大型物流センター建設：夜は卸売、昼は小売：無休 親環境農産物コーナー設置：農協の全店舗に常設：産直 移動農官室開催：地域の意見汲上げ：98年3月より102回 農村振興庁 ・根強い環境農業への批判：農家が開発した有機質肥料、微生物農薬などの登録申請を「科学的根拠なし」と数年放置 官僚教育 ・農村振興庁のI氏を農業科学技術院の院長に配置替：環境農業の技術開発に取り組みざるを得ないようにした。 ・意識改革を拒否する官僚：勤務評定を厳しくして対処。 ・生産者との交流の場(移動長官室)を設定：「有機農業でモロ量でほとんど低下しない事実」を官僚に認識させた。 ・農林部刊行物の表紙に「国民が動ければ農業が驚く」という標語を表示：多くの標語を創作し、国民を啓発した。 ・改革とは「革を剥がす」ことであり痛みが伴う：行政改革や農協改革など多くの構造改革を行ったが、様々な制約や威嚇に遭遇した結果、金長官自身2年5カ月の在任期間中に精神的ストレスにより9本も歯を失った。 政策的実現：環境農業推進政策を実行に移す。
3) 初期反応	農林部・農村振興庁 ・環境農業に逆行する増産政策は逆行し、増産政策に逆行し、増産政策に逆行する環境農業は反国家的と見做された 当時、増産政策に逆行する環境農業は反国家的と見做された 官僚教育 ・『新農業』を教科書のように全官僚に読ませ、局長以上の官僚たちに対して毎週、同持ち回りで『新農業』と各部局の所管業務との関わりについて考えるセミナーを開催させた。	農林部・農村振興庁 ・根強い環境農業への批判：農家が開発した有機質肥料、微生物農薬などの登録申請を「科学的根拠なし」と数年放置 官僚教育 ・農村振興庁のI氏を農業科学技術院の院長に配置替：環境農業の技術開発に取り組みざるを得ないようにした。 ・意識改革を拒否する官僚：勤務評定を厳しくして対処。 ・生産者との交流の場(移動長官室)を設定：「有機農業でモロ量でほとんど低下しない事実」を官僚に認識させた。 ・農林部刊行物の表紙に「国民が動ければ農業が驚く」という標語を表示：多くの標語を創作し、国民を啓発した。 ・改革とは「革を剥がす」ことであり痛みが伴う：行政改革や農協改革など多くの構造改革を行ったが、様々な制約や威嚇に遭遇した結果、金長官自身2年5カ月の在任期間中に精神的ストレスにより9本も歯を失った。 政策的実現：環境農業推進政策を実行に移す。
4) 反応に対する対策	農林部・農村振興庁 ・環境農業に逆行する増産政策は逆行し、増産政策に逆行する環境農業は反国家的と見做された 当時、増産政策に逆行する環境農業は反国家的と見做された 官僚教育 ・『新農業』を教科書のように全官僚に読ませ、局長以上の官僚たちに対して毎週、同持ち回りで『新農業』と各部局の所管業務との関わりについて考えるセミナーを開催させた。	農林部・農村振興庁 ・根強い環境農業への批判：農家が開発した有機質肥料、微生物農薬などの登録申請を「科学的根拠なし」と数年放置 官僚教育 ・農村振興庁のI氏を農業科学技術院の院長に配置替：環境農業の技術開発に取り組みざるを得ないようにした。 ・意識改革を拒否する官僚：勤務評定を厳しくして対処。 ・生産者との交流の場(移動長官室)を設定：「有機農業でモロ量でほとんど低下しない事実」を官僚に認識させた。 ・農林部刊行物の表紙に「国民が動ければ農業が驚く」という標語を表示：多くの標語を創作し、国民を啓発した。 ・改革とは「革を剥がす」ことであり痛みが伴う：行政改革や農協改革など多くの構造改革を行ったが、様々な制約や威嚇に遭遇した結果、金長官自身2年5カ月の在任期間中に精神的ストレスにより9本も歯を失った。 政策的実現：環境農業推進政策を実行に移す。
5) エピソードなど	・許長官自らがUR農業交渉に赴き、「コマ間格化を1995年から2004年までの10年間で(ミニマム・アクセスは1995年1%、2004年4%)」猶予させることに成功。 (ちなみに日本の場合は、猶予期間：95年から2000年まで6年間、ミニマム・アクセス：95年4%、2000年8%) ・韓国南部の日本向け輸出野菜団地：許長官が基盤を整備した ・端緒を開く：韓国農政に環境農業の視点を初めて導入 資料) 許信行、崔洋夫、金成勳各氏へのインタビュー(2001年7月)に基づいて足立作成	・許長官自らがUR農業交渉に赴き、「コマ間格化を1995年から2004年までの10年間で(ミニマム・アクセスは1995年1%、2004年4%)」猶予させることに成功。 (ちなみに日本の場合は、猶予期間：95年から2000年まで6年間、ミニマム・アクセス：95年4%、2000年8%) ・韓国南部の日本向け輸出野菜団地：許長官が基盤を整備した ・端緒を開く：韓国農政に環境農業の視点を初めて導入 資料) 許信行、崔洋夫、金成勳各氏へのインタビュー(2001年7月)に基づいて足立作成

質的に3人の農業経済学者によって舵取りがなされたが、学者を農林部長官に初めて登用したのは金泳三前大統領であった。

許氏は、著書『新農業 韓国農業の21世紀戦略』が刊行される2週間前に農林部長官に登用された。「ただでさえ韓国農業の生産基盤は脆弱で国際競争力がない。これにウルグアイ・ラウンド交渉の市場開放圧力が加われば、韓国農業は重篤な病に陥る。この難局を乗り切るには、生産者はじめ農業・農政関係者に的確な『改革の青写真』を示して元気づけ、《農家の諦めムード 農業の更なる斜陽化》の悪循環を断ち切らなければならない」。そのように考えて執筆したのだが、期せずして同書の第5章で指摘した「韓国農業の進む道 4大新農運動」、すなわち「4つの進路」がYS政権の農政の基本方針を定める「新農政5ヵ年計画」(1993年7月策定)の骨格を形成することになった。

許氏のいう「4つの進路」とは次のとおりである。

技術農業：土地中心の面積(規模)農業から技術中心の集約(施設、技術)農業への転換、すなわち、米麦増産(穀物中心)政策からの脱却を図ること。

高品質農業：量から質(高品質、ニーズ適応型生産)への転換を図ること。

持続農業：慣行農業から持続農業(後に環境農業と称される)への転換を図ること。

輸出農業：日本市場をターゲットにした生産・流通システムを開発すること。

なかでも、許氏が重視したのは輸出農業であった。技術・高品質・持続農業は日本市場への参入攻勢を実現するための必要条件との位置づけだったが、持続農業を農政の柱の一つに位置づけたのは許氏が初めてであった。

許氏にとって予想外だったのは、長官の指示を無視する農林部や農村振興庁の幹部行政官たちの態度(持続農業に対する無理解)であった。日本の行政組織でいえば、農村振興庁は農林水産技術会議と試験研究機関群を合わせたものに相当する国家機関だが、韓国農政はこれまで一貫して増産路線(規模拡大+コスト削減+生産力向上)をとっており、彼等は「持続農業は生産量が低下し、国家の食糧基盤を危うくする」と主張。「当時、持続農業は糧穀増産政策に逆行する反国家的農業と見做されていた」という。

新農政を画餅に終わらせないためには、農林部および農村振興庁の行政官たちに新農政の総体を的確に理解させる必要があった。その手段として、許氏は自著『新農業：韓国農業の21世紀戦略』を職員に「教科書のように」読ませ、所掌施策との摺り合わせを行う自主ゼミ(毎週、幹部行政官も参加)の開催を指示した。

しかし、残念ながら、その教育効果を確認することは、許氏にはできなかった。UR農業合意(米のミニマム・アクセスの受け入れ)に抗議する激しい農民デモを鎮めるため、その責任をとって内閣が総辞職したためであった。

3. 崔洋夫氏(元大統領府農水産主席)へのインタビュー

(1) 「私案：変化と改革の新農政」

崔洋夫(チェ・ヤンプ)氏は1993年12月23日、金泳三大統領から指名されて大統領

府の初代農水産主席に就任した。このポストは崔氏を大統領府（青瓦台）に迎えるために新設されたものである。「軍隊にたとえば、大統領は総司令官、長官は野戦軍司令官、そして主席は参謀本部で総司令官を補佐する作戦参謀長」だと崔氏はいう。

崔氏はまず、大統領に進言して、UR 農業合意後の対策を検討するための大統領諮問機関「農漁村発展委員会」（農協、農民団体、企業、経済団体の代表者、学識者など 30 名全員を民間人で構成）を 1994 年 2 月 1 日に設置。崔氏自らが委員長および委員の人選を行った。そして同年 6 月 14 日、同委員会は「農漁村発展対策及び農政改革推進方法」と題する報告書を取りまとめて大統領に答申した⁽⁵⁾。答申の作成にあたっては、「自由に討議してもらった」と崔氏は言う。しかし、委員全員が崔氏の意に合う人びとであり、出される答申が崔氏の農政改革理念に反するものでないことは推測に難くない。

その後、1994 年 12 月、崔氏は答申内容をより具体化した『私案：変化と改革の新農政』を公表し、以後、YS 政権の農政は「私案」の線に沿って展開されることになった。崔氏が語る「私案」の要点は次のとおりである。

品目別施策から主体別施策への転換：これまでは米麦・蔬菜・畜産などモノ別に施策され、経営主体への洞察が欠けていた。新農政では「人」重視の政策に切り替える。

画一農政からの脱却：「人」に着目して政策対象を区分し、当該区分に適した政策を選択する。

政策理念の法制化：制度・政策の継続性を担保するためには、法制化を図らねばならない。

リップサービスからの脱却：政策の基本柱は法律と予算だ。予算的裏付けのない事業は画餅にすぎない。

なかでも、崔氏が UR 対策として重視したのは、競争力を有する農家（経営者能力のある担い手）の育成であった。10 年後の韓国農業を考え、60 歳以上の高齢農民には条件を整備してリタイア（経営移譲）を促し、予算配分を競争力の強化とその持続性の確保に集中させようと考えた。換言すれば、崔氏の念頭にあった「人」は「若者及び 55 歳以下の経営者能力のある比較的大規模な農家」と「60 歳以上の高齢農民」であった。だが、現実には、この二類型に属さない「人」が存在していた。それは、環境農業の実践者たちであった。

「環境農業実践者たちへの政策的支援を思いつくきっかけは、韓国自然農業協会の趙漢珪（チョウ・ハンギョ）会長との出会いだ。1994 年の初頭に趙氏と出会って、私は環境農業（Sustainable Agriculture）の推進者になった」と崔氏は回顧する。「彼等は許長官が『4 つの進路』の一つに位置づけた持続農業をすでに 1970 年代から実践し、化学物質に汚染されない安全な食べ物を生産する生産者たちだ。しかし、行政は彼等に冷たかった」。そこで、崔氏は「環境農業を非科学的な農業と決めつけてきた農村振興庁や農林部の官僚たちの頭を変えよう」と考え、趙氏に講義を依頼。「農村振興庁内で何度も研修会を開き、自然農業の理念・現状・展望について講義してもらった」。

しかし、行政官たちの反応は鈍かった。「面従腹背。業務命令だから、不承不承ながら参加したというのが実情だった」という。

(2) 環境農業課の新設と環境農業育成法の制定

1994年12月、崔氏は農林部内に環境農業課を新設した。いうまでもなく、直接の設置権者は農林部長官(当時はチェ・インギ氏)だが、指示したのは崔氏であった。「YS政権下の新農政はすべて大統領府農水産首席秘書室が主導した。担当部署をつくり、法律をつくれれば、行政は(環境農業の育成支援に向けて)動かざるを得ないと考えた」と崔氏は環境農業課の新設理由を説明する。

明けて1995年、崔氏は「環境農業法律制定起草委員会」(農林部、農村振興庁、韓国農村経済研究院、環境農業団体の代表者12名で構成)を組織し、のちに「環境農業育成法」となる法案の検討をスタートさせた。また、「1996年11月11日の第1回農業者の日の祝辞の中で、YS大統領に『環境農業を育成するための法律を制定する』と宣言してもらって既定路線化を図った」。しかし、「環境」を冠する法案を農林部が策定することに対して環境部からクレームがつき、「このままでは調整に時間がかかりすぎる」ことを懸念した崔氏は、議員立法の形をとって環境農業育成法案を第185回国会に提出。同法案は、所要の審議を経て、1997年11月18日に無事成立することになった(公布:1997年12月13日、施行:1998年12月14日)。

「閣法か、議員立法か、迷ったが、大統領の任期が1998年2月で切れるため、議員立法の形での法制化を急いだ」と崔氏はいふ。

4. 金成勳氏(元農林部長官)へのインタビュー

(1) 「開かれた農政」の遂行と官僚教育

金成勳(キム・ソンフン)氏は1998年3月3日、金大中(DJ)大統領から指名されて同政権下の初代農林部長官に就任した。学者が農林部長官になるのは、YS政権下の許信行氏に次いで二人目である。

YS政権下の許信行・崔洋夫両氏と同様、突然の就任要請に驚いたが、金成勳氏は『WTOと韓国農業』『第2のURへの対応』『新しい農業経済学』(権光植〔クオン・グァンシク〕氏との共著)など一連の著書の中で農政変革の青写真を提示していた。したがって、金氏に戸惑いはなかった。「成すべきことは、青写真に基づいて農政変革を着実に具現すること」であった。

初登庁の日(1998年3月4日)、農林部職員への訓辞の中で、金氏は「官僚意識の変革の必要性」を次のように説いた。「官僚自らが率先して変わらなければ、制度や政策を変革することはできない。われわれはいま、意識変革が遅れたり、変革を拒否する『時代錯誤病』に陥った官僚は淘汰せざるを得ない時代に生きている。『淘汰』とは穏やかならざる表現だが、戴いた資料にも確かに「淘汰: ㄷㅇ」の2文字が使用されていた。

訓辞に象徴されるように、金氏は「国民の政府（DJ政権）に相応しい農政改革の枠組みは、国民と共にある『開かれた農政』だ」と考えていた。「政策需要者サイドから見れば『参加農政』、政策供給者サイドからすれば『奉仕農政』『現場農政』であり、その具体的な試みの一つが『移動長官室』の設置であった」。そして、その言葉どおり金氏は長官就任5日後の1993年3月8日、京畿道安城市の韓牛団地で第1回移動長官室を開催した。移動長官室は2000年7月21日まで102回にわたって韓国全土で開催され、その都度、関係部局の行政官たちが金長官に随行して現地に赴いた。

視点を変えれば、移動長官室は官僚教育の場でもあった。YS政権下の許信行・崔洋夫両氏による官僚教育にも拘わらず、「農林部、農村振興庁内には親環境農業の生産力に対する偏見が根強く残っていた。そのような偏見を取り除くため、ある時、私は、移動長官室の場で親環境農業団体に生産実態を報告させた。役人は数字を見ないと納得しないので、客観的な生産量等のデータを示し、さらに生産の現場を見せ、農民と直に議論させた」と金氏はいう。

金氏は、韓国農業経済学会の会長を務め、FAOの「アジア太平洋地域・農村農業金融協会（APRACA）事務総長」を務めたこともある韓国を代表する国際的な農業経済学者であるとともに、農民・市民団体から全幅の信頼を寄せられる農業運動家（経実連農業改革委員長）でもあり、YS政権下の農漁村発展委員会の委員に選ばれて「農漁村発展対策及び農政改革推進方法」の策定に積極的に参加した“骨太の学者”としてマスコミからも高く評価されている。移動長官室等による官僚教育は、そのような経歴を有する金成勳氏ならではのアイデアであった。

（2）小農的家族農の育成：韓国農業の生きる道

YS政権は農林部に環境農業課を新設し、環境農業育成法を制定して、環境農業育成のための制度的基盤づくりを行った。「だが、それらは形だけで、実効性に欠ける。近代農業技術の開発と普及に携わってきた農村振興庁はもとより、農林部内には“抵抗勢力”が多く、親環境農業の育成は蔑ろにされていた」。また、「口では親環境農業を重視すると言いながら、YS文民政府が掲げた『4つの進路』や『新農政』の基軸は従来と変わらぬ農業の近代化にあり、農政のパラダイムそのものを転換したわけではなかった」。

それでは、金成勳氏が言うところの「農政のパラダイム転換」とはどのようなものだろうか。この点について質したところ、「キーワードは『親環境農業』と『家族農』。家族農こそが親環境農業を最もよく成しうる」との回答が返ってきた。以下に紹介するのは、インタビュー・メモに基づく、金氏の「農政改革論」の一端である。

国民が支えないと農業はダメになる：韓国農業の発展基盤は国民の理解とサポート

* 「支持に値する農業」だと納得しなければ、国民は支持しない。支持に値する農業とは、国民が求める安全な食料を安定的に供給する環境親和的な農業、すなわち親環境農業である。

量から質への農政転換：親環境農業の育成（韓国農業が生き残る道）

* 量的価値観に基づく旧来型の農政を続ける限り、韓国農業に勝ち目はない。しかし、非価格競争力、すなわち、親環境農業が有する安全・健康などの質的競争力（差別化）を高めることにより、韓国農業は国民に支持される農業になりうる。だからこそ、農政を転換してその基軸を親環境農業の育成に据えなければならない。

家族農の重視：不利を有利に変える逆転の発想（農政パラダイムの大転換）

* 「小規模＋家族農」という韓国農業の宿命的特質は、諸外国との比較において不利な条件だと考えられてきた。しかし、資源循環、多品目少量生産など、自然との共生を図るきめ細やかな親環境農業を実践する上では、むしろ有利な条件になりうる。

別言すれば、「農民は高品質で安全な農産物の生産など消費者ニーズに合った環境親和的な農業に転換する。消費者は安全性に優れた国産農産物の消費（愛農運動）を通じて農業・農村に対する認識を深める。そして政府は農民支援と消費者啓発に必要な諸施策を整備実行する。…このような農民、消費者、政府、三位一体の協力体制が確立すれば、厳しいWTO体制の下でも韓国農業は生き残ることができる」と金氏は考えたのである。

（3）親環境農業元年宣布と親環境農業直接支払制度の導入

1997年12月13日に公布された環境農業育成法（2001年1月に「親環境農業育成法」に改称・改正）は、1998年12月14日から施行されることになっており、金氏は部下に指示して、就任直後から、同法に基づく「親環境農業直接支払制度」の導入準備を進めた。「親環境農業は土、水、空気を蘇らせ、消費者の生命・健康を守り、農家の所得も保障する『一石五鳥の効果』を持つ農業であり、小規模・家族農という韓国農業の現実に最も適した農業である。私は、親環境農業直接支払制度を導入すべく準備していたが、当時、とくに経済界には『IMF経済危機によって韓国経済全体が窮地に陥っているのに、どうして農業だけ特別扱いするのか』との批判の声が強く、政策実現が危ぶまれた」ため、一計を案じ、「金鐘泌（キム・ジョンピル）国務総理（自民連）に依頼して1998年11月11日の第3回農業者の日に『親環境農業元年宣布』を行い、『親環境農業重視はDJ国民政府の基本路線である』ことをアピールした」。そして「この宣布によって、少なくとも表面上は経済界に渦巻いていた批判の声は沈静化し、親環境農業への直接支払制度が1999年度から導入できた」と金氏は当時の攻防を解説してくれた。

5. おわりに

以上、2001年7月に実現した許信行氏、崔洋夫氏、金成勳氏ら韓国を代表する3人の農業経済学者へのインタビューの概略を紹介した。1993年2月から2000年8月まで7年半もの長期に亘って、3学者がそれぞれ確固たる政策理念に基づいて⁽⁶⁾、継続的に韓国農政の舵取りを行い、なかんずく程度の差や呼称の違いこそあれ、持続農業（許氏）、環境農業（崔氏）、親環境農業（金氏）を「4つの進路」（許氏及び崔氏）あるいは「韓国農業の生き残る道」（金氏）に位置づけて推進したことにより、韓国農政は近年、それまでの

単線的な「規模拡大・コスト削減」路線から「親環境農業」路線への転換を果たすことになった。

筆者は近年の韓国農政の基調変容を上述のように捉えた。しかし、韓国の農業・農村事情に詳しい信州大学農学部に加藤光一教授は「デフォルメしていえば、(韓国の法律や制度は)漢字をそのままハングルに換えただけのもの⁽⁷⁾」と捉えている。同氏に限らず、韓国農政を「日本の法律や制度(あるいは自著における政策提言)の模倣」と指摘する人が多い。

大統領制をとる韓国では政権交代により農政自体も大きく変わるため、金泳三、金大中政権と続いた農政改革路線がいつまで続くか、予断を許さないが、目下のところ、筆者の目には韓国農政のパラダイム転換は“翻訳”や“模倣”の域を超えたものであり、このまま順調に推移すれば、恐らく、5年を待たずして韓国は親環境農業(Environmentally Friendly Agriculture)の最先進国になるだろうと映じている。いずれの観察が的を射たものであるかは、時間が経てば、何れ明らかになる。韓国農政の今後の展開に期待したい。

注1) 『ハンギョレ新聞』2002年4月18日付、『農民新聞』2002年4月19日付。

(2) 支給条件は、2001年度の場合、過去3年間(1998～2000年)水田農業に利用され、2001年度も継続して水田農業を行う農地において、「水田の形状及び機能を維持し、かつ親環境的営農を実践すること。ここで水田農業とは「湛水農地において、稲、水セリ、い草、レンコンなどを栽培(休耕を含む)」すること、親環境的営農とは「肥料・農薬の適正使用を指し、肥料の使用は土壌検査及び施肥指針に基づく適正施肥量に従うこと、農薬の使用は農薬安全使用基準を遵守すること」を指し、申請者は作物残留農薬検査及び土壌検査を行って検査機関の判定を受けなければならない(農林部「水田農業直接支払制度事業施行指針[2001年度]」)。支給額は、農業振興地域内の灌漑水田(約58万ha)に対して25万ウォン/ha、振興地域外の水田(約31万ha)に対して20万ウォン/ha、総事業費は約2100億ウォン(農林部所管の事業予算は約7兆8000億ウォン)。

2002年度は湛水義務が緩和され、水田における食用作物(豆類、トウモロコシ、野菜類)や薬用作物、飼料作物の栽培が可能になったが、任意であった親環境農業研修と営農記帳が義務化された。また、支給額がそれぞれ50万ウォン、40万ウォンに倍増され、総事業費も倍の約3900億ウォンに増額された(農林部所管の事業予算は約8兆2000億ウォン)。

(3) 作物残留農薬検査と土壌化学分析検査の双方をパスした場合は100%、どちらか片方の場合は50%が支給される。第1期(1999～2001年度)事業地区として、農林部は「ソウル市をはじめ1500万首都圏住民の生命線である上水源を農薬・化学肥料等による汚染から守る」ことを理由に、ソウル市の上水源地域(パルタン・デジョン・漢江水系特別地域)を指定したが、2002年度からは地域指定をやめて、有機・転換期有機・無農薬農産物認証を受けた全国の農家を優先対象とし、事業量に余裕がある場合は、環境規制地域内において低農薬農産物認証を受けた農家を次点対象とすることにした(農林部「2002年度農林事業施行指針書」)。

(4) 農林部「条件不利地域畑農業直接支払制度の推進方向」、2001年7月。

(5) 韓国農業専門学校の高種淑教授によれば「有機農業を先導的な農業形態と位置づけ、経営全般を環境に優しい農業に変えていくことを目指す環境保全型農業(のちに環境農業と改称)という表現が、この答申の中で初めて使用された」という。

(6) 本稿は「親環境農業路線に向かう韓国農政 農林部長官・主席インタビューから」(『農林水産政策研究』第2号、2002年3月)に直近の最新情報を加えて要約したものである。紙幅の都合で紹介できなかったが、3学者が上司(大統領)の顔色を窺ったり、他人の農政理念等を模倣・切り張り・剽窃したりするような軟弱な学者(学者モドキ)ではないことを傍証するエピソードに関心のある読者は『政策研究』稿を参照されたい。

(7) 加藤光一「韓国・台湾の比較農業構造 統計的分析と実態調査から」、農業情報研究所『農業情報』、第489号、2000年7月1日。